高知市骨髄移植促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年７月13日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市骨髄移植促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）の規定に基づき骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業者である公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の適切な提供を推進する事業をいう。以下同じ。）を利用して骨髄等を提供する者の負担を軽減し、もって移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、高知市骨髄移植促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、骨髄バンク事業を利用して骨髄等を提供した者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　骨髄等を提供した時点において、本市の住民基本台帳に記録されていること。

⑵　他の法令等により骨髄等の提供に係る補助金等の交付を受けていないこと。

⑶　市税を滞納していないこと。

⑷　人事院規則15－14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第１項第３号に掲げる場合における休暇に相当するドナー特別休暇制度等を導入している事業所に勤務する者（同制度の対象とならない者を除く）でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第４条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う骨髄等の提供に関する事業であって、公益財団法人日本骨髄バンクによる証明がされたものとする。

（補助基準額）

第４条　補助基準額は、補助対象事業の実施に要した通院又は入院の日数に20,000円を乗じた額とする。

２　前項の日数は、１回の骨髄等の提供につき、７日を限度とする。

（補助金額）

第５条　補助金額は、補助基準額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日（市長が必要と認めた場合にあっては、当該年度の翌年度の末日）までに市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び補助金額の確定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは交付すべき補助金額を確定し、補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第２号様式）により通知するものとし、適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から２週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定及び補助金額の確定はなかったものとみなす。

（補助金の交付請求及び交付）
第９条　補助事業者は、第７条第１項に規定する補助金額の確定通知があったときは、補助金交付請求書（第３号様式）により市長に補助金の交付を請求するものとする。
２　市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
（補助金の交付決定の取消し）
第10条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
⑵　規則第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。
⑶　前２号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。
（補助金の返還）
第11条　市長は、前条第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付決定を受けた事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。
（その他）
第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年７月13日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年10月28日から施行する。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和８年１月16日から施行する。
（特例）
２　この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された本則各号（第２号、第７号、第９号及び第14号を除く。）に掲げる要綱の一部を改正する要綱についても適用する。